

平成26年度の太陽光発電促進付加金・再生可能エネルギー発電促進賦課金のイメージ

<別紙>

太陽光発電の余剰電力買取制度においては、平成24年7月における買取費用を、平成26年4月～平成26年9月分の電気料金において「太陽光発電促進付加金」として申し受けることとなります。

なお、太陽光発電の余剰電力買取制度の再生可能エネルギーの固定価格買取制度への移行終了にともない、「太陽光発電促進付加金」の申し受けは平成26年9月分をもって終了いたします。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、平成26年4月分の電気料金においては引き続き平成25年度の単価（35銭/kWh）にもとづく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を申し受けることとなります。また、平成26年5月～平成27年4月分の電気料金において平成26年度の単価にもとづく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を申し受けることとなります（詳細内容は今後、経済産業省より示される予定）。

従って、平成26年4月～9月分においては、「太陽光発電促進付加金」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とをあわせてご負担いただくこととなります。

